

岩手県告示第2号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第3条の規定により、家畜及び当該家畜に係る催物の開催の制限区域を次のとおり指定する。

令和7年1月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 家畜

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

2 催物の開催の制限区域

別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部畜産課に備えておいて縦覧に供する。